

児童虐待の防止等に関する法律の改正

子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所における虐待に関する相談件数も増加の一途をたどっています。深刻化する児童虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が平成19年に改正され、平成20年4月から施行されました。

深刻化する児童虐待防止のため、平成12年11月に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）が施行され、平成16年10月に改正されて制度的な充実が図られました。そして、さらに平成19年5月には、法律の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記し、行政の権限をさらに強めた「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成20年4月から施行されました。

安全確認等のための立入調査等を強化

これまでの児童虐待防止法は、主に虐待の早期発見・対応が中心となっており、虐待の予防、虐待してしまった親への有効な指導などが不十分でした。そこで、児童虐待の恐れがある場合は、都道府県知事は保護者に出頭を要求することができ、応じない場合は、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う強制的な立入調査を行うなど、行政の取組みを強化することにしました。

保護者に対する面会・通信等の制限を強化

一時保護や同意による施設入所後、保護者が子どもへの面会や通信を希望しても、児童相談所長などが保護者に対して制限できることとなっています。裁判所の承認を得て強制的に施設入所させた場合、都道府県知事は保護者に対し、子どもの身辺へのつきまといや付近でのはいかひの禁止について命令することができます。保護者が禁止命令に違反した場合の罰則が規定されました。

保護者が指導に従わない場合の措置の明確化

児童虐待を行った保護者が都道府県知事等の指導に従わなかった場合は、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずること、児童を虐待者から強制的に隔離することになります。

また、施設入所措置を解除するときは、保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、措置の効果や虐待の再発を予防するための

措置によって見込まれる効果等について、考慮することになります。

また、地方公共団体の諸機関は、市町村長等から虐待の防止に関する資料や情報の提供を求められたときは、基本的にこれを提供できることとされ、都道府県知事は、児童福祉審議会に、立入調査、臨検・搜索、一時保護の実施状況、重大な被害を及ぼした事例等について報告しなければならないこととされました。

その他の措置

加えて、「国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこと」も明記されました。児童虐待による死亡事例等の検証は、平成16年から社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、毎年実施されており、平成20年3月には平成18年に発生した虐待死事例に関する第4次報告が公表されています。